

委員限り

資料 C

平成 26 年度

政治資金監査実務に関する
フォローアップ研修資料

(実務向上研修)

新旧対照表

旧

委員限り
資料 B

平成26年度

政治資金監査実務に関する フォローアップ研修資料



政治資金適正化委員会

新

委員限り
資料 B

平成26年度

政治資金監査実務に関する フォローアップ研修資料

(実務向上研修)



政治資金適正化委員会

追加

II. 政治資金監査に関するQ & Aの改定

1. 改定の目的

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（平成26年3月）」を踏まえ、「政治資金監査に関するQ & A」の追加・改定を行い、併せて、質疑応答の掲載順についても見直しを行った。また、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」に係る資料を充実させ、より実務に資する内容とした。

2. 改定の概要

- 業務制限についての検討を踏まえ、Q & Aを改定・追加したもの

【改定】

- 新II-4 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査（旧II-7）
 - 新II-6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査（旧II-4）
 - 新II-7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査（旧II-5）
- 【追加】
- 新II-5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

- 振込明細書の取扱い等に係る政治資金規正法施行規則の改正を踏まえ、Q & Aを改定したもの

- 新V-13 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い（旧V-41）
- 新V-33 郵便局の払込票兼受領証（旧V-13）
- 新V-35 振込明細書に係る支出目的書がない場合（旧V-32）
- 新V-36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書（旧V-40）

- 政治資金監査マニュアルの改定（平成25年6月）及び「取りまとめ」を受けて、Q & Aを追加したもの

- 新VII-1 政治資金監査を適確に実施するための参考資料等

- 時限的な措置であるため、Q & Aから削除したもの

- 旧VII-11 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法

II. 政治資金監査に関するQ & Aの改定

1. 改定の目的

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（平成26年3月）」を踏まえ、「政治資金監査に関するQ & A」の追加・改定を行い、併せて、質疑応答の掲載順についても見直しを行った。また、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」に係る資料を充実させ、より実務に資する内容とした。

2. 改定の概要

- 業務制限についての検討を踏まえ、Q & Aを改定・追加したもの

【改定】

- 新II-4 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査（旧II-7）
- 新II-6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査（旧II-4）
- 新II-7 確定申告を受託している税理士による政治資金監査（旧II-5）

【追加】

- 新II-5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

- 振込明細書の取扱いに係る政治資金規正法施行規則の改正を踏まえ、「振込明細書に支出の目的が記載されている場合」について、取扱いを変更するものではないが、Q & Aの表現を明確化し統一を図ったもの

- 新V-13 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い（旧V-41）

- 新V-33 郵便局の払込票兼受領証（旧V-13）

- 新V-35 振込明細書に係る支出目的書がない場合（旧V-32）

- 新V-36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書（旧V-40）

- 新V-37 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合（旧V-42）

- 政治資金監査マニュアルの改定（平成25年6月）及び「取りまとめ」を受けて、Q & Aを追加したもの

- 新VII-1 政治資金監査を適確に実施するための参考資料等

- 時限的な措置であるため、Q & Aから削除したもの

- 旧VII-11 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法

3. 主要な改定の背景（「取りまとめ」）について

「取りまとめ」における業務制限の範囲についての検討結果は、以下のとおり。

● 総論

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は外形的・定型的な確認である。このような基本的な性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、**政治資金監査は、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないか**という考え方も示された。

これらの考えを踏まえ、取り上げた事例ごとに個別に検討した結果、以下の事例について、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると結論づけられた。

- A 国会議員の確定申告を担当している者である場合
- B 同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等である場合
- C 国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である場合

4. 主な事項の新旧対照表

改定前	改定後
II-7 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査	II-4 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査
Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。	Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。
A 公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。	A 登録政治資金監査人又はその配偶者が公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。 ただし、政治資金監査の対象となる収支報告書に係る年に当該候補者の出納責任者であった者については、当該国会議員関係政治団体と密接に連携して活動している場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。
なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。	なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。

3. 主要な改定の背景（「取りまとめ」）について

「取りまとめ」における業務制限の範囲についての検討結果は、以下のとおり。

● 総論

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は外形的・定型的な確認である。このような基本的な性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

これらの考えを踏まえ、取り上げた事例ごとに個別に検討した結果、以下の事例について、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると結論づけられた。

- A 国会議員の確定申告を担当している者である場合
- B 同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等である場合
- C 国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である場合

4. 主な事項の新旧対照表

改定前	改定後
II-7 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査	II-4 公職選挙法の「出納責任者」による政治資金監査
Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。	Q 登録政治資金監査人が、国会議員に係る公職の候補者から公職選挙法第180条の「出納責任者」に選任されている場合は、当該国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体について、政治資金監査を行うことはできるのか。
A 公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。	A 登録政治資金監査人又はその配偶者が公職の候補者に係る公職選挙法第180条に規定する出納責任者であることは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。 ただし、政治資金監査の対象となる収支報告書に係る年に当該候補者の出納責任者であった者については、当該国会議員関係政治団体と密接に連携して活動している場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。
なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。	なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。

【新規】

II-5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

Q 特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者がある国會議員に係る公職の候補者の国會議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行るべき者（以下「代表者又は会計責任者等」という。）である場合に、同一の候補者に係る他の国會議員関係政治団体乙の政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国會議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。

ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。

II-4 後援会役員による同一の代表者を持つ他団体の政治資金監査

Q 特定の国會議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国會議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。

II-6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

Q 特定の国會議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国會議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。

なお、代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行るべき者である場合については、II-5をご参照ください。

【新規】

II-5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

Q 特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A 登録政治資金監査人又はその配偶者がある国會議員に係る公職の候補者の国會議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行るべき者（以下「代表者又は会計責任者等」という。）である場合に、同一の候補者に係る他の国會議員関係政治団体乙の政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国會議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。

ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。

II-4 後援会役員による同一の代表者を持つ他団体の政治資金監査

Q 特定の国會議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国會議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。

II-6 後援会役員による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

Q 特定の国會議員の後援会の役員が登録政治資金監査人として同じ国會議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。

A お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。

なお、代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行るべき者である場合については、II-5をご参照ください。

下線の追加

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

(1) 領収書等の記載事項の確認

7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）を確認する必要があること。

（研修テキスト 49頁）

振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徵し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徵し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

○公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い

コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいたため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となる。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したことになり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

金融機関において公共料金等を支払った場合は、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が作成した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、当該振込明細書に係る支出目的書を作成する必要はない。

Q&Aの改定に
伴う内容の説明

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

(1) 領収書等の記載事項の確認

7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）を確認する必要があること。

（研修テキスト 49頁）

振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徵し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徵し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

○公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い

コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいたため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となる。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したことになり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

金融機関において公共料金等を支払った場合は、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当する。

また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が作成した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、当該振込明細書に係る支出目的書を作成する必要はない。

（注）上記中「公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い」については「政治資金監査に関するQ&A」（改定前V-41）を引用しているところであるが、平成26年6月公表の改定版では、表現の一部が変更されている（改定後V-13）。内容は表現を明確化し統一を図ったもので、取扱いに変更はない。

(研修テキスト 52頁)

領収書への印紙の貼付漏れについて

領収書等の記載事項を確認する中で、貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合は、受け取り金額が**3万円（※）**以上の領収書を受け取る際には、印紙の貼付の有無を確認するよう指摘することも想定される。**※平成26年4月1日以降、5万円**

法改正による
現行の取扱い
の記載

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年三月三十日法律第五号）

第五条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一の非課税物件の欄中「三万円」を「五万円」に改める。

附則（平成二五年三月三〇日法律第五号）抄
(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第五条の規定による改正後の印紙税法別表第一第十七号の規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税について適用し、同日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税法別表第一第十七号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税については、なお従前の例による。

「一般の大法人」とは

一般の大法人とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認

16. 国會議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。
17. 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

(研修テキスト 52頁)

領収書への印紙の貼付漏れについて

領収書等の記載事項を確認する中で、貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合は、受け取り金額が3万円以上の領収書を受け取る際には、印紙の貼付の有無を確認するよう指摘することも想定される。

(注) 現在の取扱いは平成25年3月の印紙税法の改正により、領収書への印紙の添付義務は5万円以上となっている。

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年三月三十日法律第五号）

第五条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一の非課税物件の欄中「三万円」を「五万円」に改める。

附則（平成二五年三月三〇日法律第五号）抄
(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第五条の規定による改正後の印紙税法別表第一第十七号の規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税について適用し、同日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税法別表第一第十七号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税については、なお従前の例による。

「一般の大法人」とは

一般の大法人とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認

16. 国會議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。
17. 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

(研修テキスト 67頁)

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となつたものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ
受け取り金額が3万円（※）以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）

※平成26年4月1日以降、5万円

- ・ 人件費関係の書類の不備
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合
- ・ 政治資金監査報酬の取扱い
政治資金監査報酬が記載されていない場合

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

工 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

(研修テキスト 68頁)

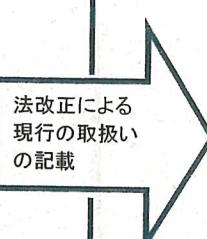
「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選

法改正による
現行の取扱い
の記載



(研修テキスト 67頁)

「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となつたものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ
受け取り金額が3万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）
- ・ 人件費関係の書類の不備
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合
- ・ 政治資金監査報酬の取扱い
政治資金監査報酬が記載されていない場合

【参照条文】

政治資金規正法施行規則（抄）

工 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(注) 現在の取扱いは平成25年3月の印紙税法の改正により、領収書への印紙の添付義務は5万円以上となっている。

19. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

(研修テキスト 68頁)

「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選

VI. 政治資金監査報告書の作成等に關し特に留意すべき点

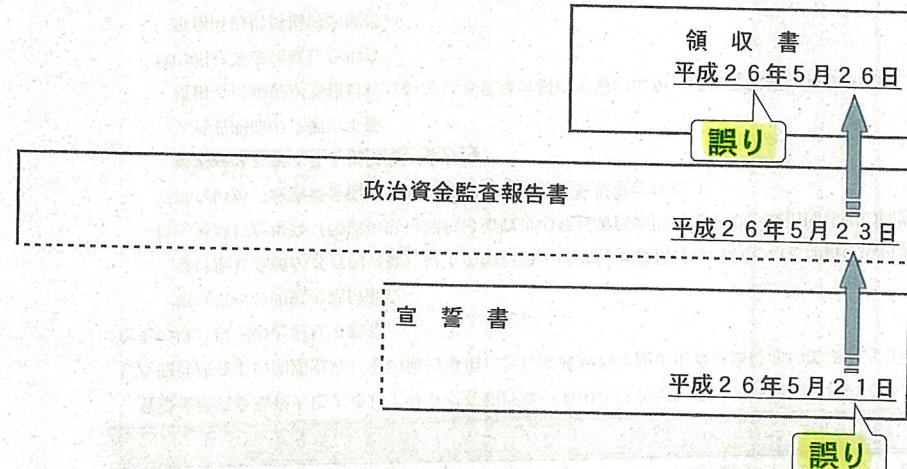
1. 「あて名」等に関する記載

【政治資金監査報告書記載例 (1) ~ (4) 共通】

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日	
○○○○ (国会議員関係政治団体名)	
代表	○○○○ 殿
登録政治資金監査人	○○○○ 印
登録番号	第××××号
研修修了年月日	平成×年×月×日

(参考事例①)

- 政治資金監査報告書の日付が「宣誓書」の日付より後の日付となっていたり、記載漏れがあった事例
- 領収書等の日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になっていた事例



VI. 政治資金監査報告書の作成等に關し特に留意すべき点

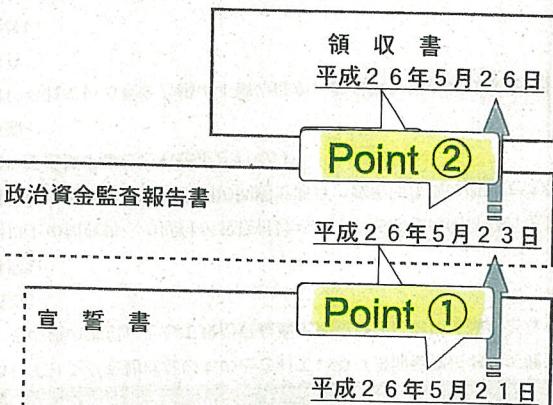
1. 「あて名」等に関する記載

【政治資金監査報告書記載例 (1) ~ (4) 共通】

政治資金監査報告書	
平成×年×月×日	
○○○○ (国会議員関係政治団体名)	
代表	○○○○ 殿
登録政治資金監査人	○○○○ 印
登録番号	第××××号
研修修了年月日	平成×年×月×日

(参考事例①)

- 政治資金監査報告書の日付が「宣誓書」の日付より後の日付となっていたり (Point ①)、記載漏れがあった事例
- 政治資金監査報告書の日付が「領収書等」の日付より前の日付となっていたり (Point ②)、記載漏れがあった事例



(参考事例① 続き)

- 国会議員関係政治団体の名称が正式名称ではない略称を記載していたり、代表者ではない者の氏名を記載していた事例
- 国会議員関係政治団体の名称の記載誤り（複数の政治団体を同一の登録政治資金監査人が監査している場合に多い事例）
- 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかつたり、押印していなかつた事例
- 研修修了年月日欄に登録政治資金監査人の登録を受けた日（登録年月日）を記載していた事例

政治資金監査報告書

誤り

正式名称では無い政治団体の略称の記載
代表 代表者では無い者の氏名の記載 殿

誤り

登録政治資金監査人 自署では無い氏名の記載印
登 錄 番 号 第××××号
研 修 修 了 年 月 日 登録年月日を記載

誤り

☞ check!!

- ★「宣誓書」は、収支報告書及び収支報告書と併せて提出される書類が政治資金規正法に従って作成され、真実の記載がされていることを誓う文書であることから、宣誓書の日付は、政治資金監査報告書の日付以降になる。
- ★政治資金監査報告書には、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付を記載するので、領収書等が発行された日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になることはない。
- ★国会議員関係政治団体の正式名称及び代表者の氏名は、政治団体の設立に当たって総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に届け出た名称及び氏名により記載すること。
(※「1 監査の概要 (1) (4)」、「3 業務制限」においても同様)
- ★登録政治資金監査人名欄には、自署かつ押印が必要であること。
- ★研修修了年月日欄には、登録政治資金監査人の登録時に受講した研修（政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治監査に関する研修）の受講日を記載すること。

(参考事例① 続き)

- 国会議員関係政治団体の名称が正式名称ではない略称を記載していたり (Point③)、代表者ではない者の氏名を記載していた (Point④) 事例
- 国会議員関係政治団体の名称の記載誤り（複数の政治団体を同一の登録政治資金監査人が監査している場合に多い事例）
- 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかつたり (Point⑤)、押印していなかつた事例
- 研修修了年月日欄に登録政治資金監査人の登録を受けた日（登録年月日）を記載していた (Point⑥) 事例

政治資金監査報告書

Point ③

正式名称では無い政治団体の略称の記載
代表 代表者では無い者の氏名の記載 殿

Point ④

登録政治資金監査人 自署では無い氏名の記載印
登 錄 番 号 第××××号
研 修 修 了 年 月 日 登録年月日を記載

Point ⑤

Point ⑥

☞ check!!

- ★「宣誓書」は、収支報告書及び収支報告書と併せて提出される書類が政治資金規正法に従って作成され、真実の記載がされていることを誓う文書であることから、宣誓書の日付は、政治資金監査報告書の日付以降になる。
- ★政治資金監査報告書には、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付を記載するので、領収書等が発行された日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になることはない。
- ★国会議員関係政治団体の正式名称及び代表者の氏名は、政治団体の設立に当たって総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に届け出た名称及び氏名により記載すること。
(※「1 監査の概要 (1) (4)」、「3 業務制限」においても同様)
- ★登録政治資金監査人名欄には、自署かつ押印が必要であること。
- ★研修修了年月日欄には、登録政治資金監査人の登録後に受講した研修（政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治監査に関する研修）の修了日を記載すること。

2. 「1 監査の概要」に関する記載

【政治資金監査報告書記載例 (1) ~ (4) 共通】

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。
- (4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

2. 「1 監査の概要」に関する記載

【政治資金監査報告書記載例 (1) ~ (4) 共通】

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。



(参考事例②)

○監査対象期間の記載について「平成24年」と記載すべきなのに、「平成24年1月1日から平成24年12月31日」と記載していたり、「前年」と記載する等の記載誤りがあった事例

○従前の記載例（平成20年10月時の政治資金監査マニュアル）による政治資金監査報告書の提出があった事例

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条_{誤り}1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成24年1月1日から平成24年12月31日に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、…

○解散等団体の収支報告書の根拠規定を「法第12条第1項」と記載していたり、記載していなかった事例

1 監査の概要

解散団体の収支報告書を監査した事例

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第_{誤り}1項にに基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、…

○政治資金監査の対象とする書類をすべて記載すべきなのに、実際に保存されていた書類のみを記載していた事例

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。_{誤り}※

※「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を記載漏れ

追加記載

(参考事例②)

○監査対象期間の記載について「平成25年」と記載すべきなのに、「平成25年1月1日から平成25年12月31日」と記載していたり（Point①）、「前年」と記載する等の記載誤りがあった事例

○従前の記載例（平成20年10月時の政治資金監査マニュアル等）による政治資金監査報告書の提出があった事例

1 監査の概要

Point ①

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成25年1月1日から平成25年12月31日に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、…

○解散等団体の収支報告書の根拠規定を「法第12条第1項」と記載していたり（Point ②）、記載していなかった事例

1 監査の概要

解散団体の収支報告書を監査した事例

Point ②

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、…

○政治資金監査の対象とする書類をすべて記載すべきなのに、実際に保存されていた書類のみを記載していた（Point③）事例

1 監査の概要

Point ③

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

※「領収書等を徵し難かった支出の明細書」を記載漏れ

(参考事例② 続き)

- 主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭でなかったり、実施場所の特定が十分ではなかったり、そもそも政治資金監査の実施場所について未記載であった事例

1 監査の概要
 (1) ~ (3) 略
 (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所において行った。

誤り～理由が不明瞭

誤り～実施場所の特定が不十分

☞ check!!

★監査対象期間は、「平成×年」と年単位で記載すること。

★解散したとき又は目的の変更等により政治団体でなくなったときの収支報告書の提出根拠は、「法第12条第1項」ではなく、「法第17条第1項」であること。
 (※「2 監査の結果 (3)」においても同様)

★収支報告書の提出根拠規定を忘れずに記載すること。

★書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

★主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を行った場合には、なぜ主たる事務所以外の場所で実施する必要があったのかを具体的に記載することによってその理由を明らかにした上で、場所と住所を併記し、実施場所を特定すること。

(参考事例② 続き)

- 主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭でない~~い~~若しくは記載がされていなかったり (Point④)、実施場所の特定が十分ではなかったり (Point⑤)、そもそも政治資金監査の実施場所について未記載であった事例

追加記載

1 監査の概要
 (1) ~ (3) 略
 (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所において行った。

Point ④

☞ check!!

★監査対象期間は、「平成×年」と年単位で記載すること。

★解散したとき又は目的の変更等により政治団体でなくなったときの収支報告書の提出根拠は、「法第12条第1項」ではなく、「法第17条第1項」であること。
 (※「2 監査の結果 (3)」においても同様)

★収支報告書の提出根拠規定を忘れずに記載すること。

★書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

★主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を行った場合には、なぜ主たる事務所以外の場所で実施する必要があったのかを具体的に記載することによってその理由を明らかにした上で、場所と住所を併記し、実施場所を特定すること。

Point ⑤

3. 「2 監査の結果」に関する記載

【政治資金監査報告書記載例(1)】政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を微し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(参考事例③)

○実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、存在しなかった書類も含めて、すべての書類を記載していた事例

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

誤り ※

※「領収書等を微し難かった支出の明細書」が存在しなかった場合

具体例の記載

3. 「2 監査の結果」に関する記載

【政治資金監査報告書記載例(1)】政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を微し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(参考事例③)

○実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、存在しなかった書類も含めて、すべての書類を記載していた (Point①) 事例

領収書等を微し難かった支出の明細書が存在しなかった事例

2 監査の結果
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

※「領収書等を微し難かった支出の明細書」を記載

Point ①

(参考事例③ 続き)

○支出がゼロなのに、(1) や (3) に存在しないはずの「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していた事例

○支出があるので、(1) や (3) に「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していない事例

2 監査の結果

支出がゼロの収支報告書を監査した事例

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

誤り

誤り

○(1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきなのに、異なる書類を記載していた事例

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

誤り ※

※「振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」を記載漏れ

(参考事例③ 続き)

○支出がゼロなのに、(1) や (3) に存在しないはずの「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していた (Point ②) 事例

2 監査の結果

支出がゼロの収支報告書を監査した事例

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

Point ②

Point ②

○支出があるので、(1) や (3) に「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していない事例

○(1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきなのに、異なる書類を記載していた (Point ③) 事例

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

※「振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書」を記載漏れ

Point ③

(参考事例③ 続き)

- 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかつたため、(4) の記載を削除していた事例

事例の追加

- 解散等団体にあっては、収支報告書の根拠規定は「法第17条第1項」であるのに、「法第12条第1項」と記載していた事例（「1 監査の概要」の ~~check!!~~ 参照）

~~check!!~~

- ★ (1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となつた書類を記載すること。
- ★ (4) には、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかつた場合でも、その旨を記載すること。
- ★ 支出が計上されていない場合は、政治資金監査報告書記載例（4）の活用が望ましいこと。また、支出が計上されていても、会計責任者に「会計帳簿」の保存義務は課せられていること。

(参考事例③ 続き)

- 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかつたため、(4) の記載を削除していた事例

- 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が(1) 及び (3) には記載されている (Point④) のに、(4) では記載されていなかったり (Point⑤)、逆に (1) 及び (3) には記載されていなかったのに (4) では「会計帳簿に基づき記載されていた」と記載していた事例

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団 **Point ④** における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書に **Point ④** 明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかつた。

Point ⑤

- 解散等団体にあっては、収支報告書の根拠規定は「法第17条第1項」であるのに、「法第12条第1項」と記載していた事例（「1 監査の概要」の ~~check!!~~ 参照）

~~check!!~~

- ★ (1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となつた書類を記載すること。
- ★ (4) には、「領収書等を徵し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかつた場合でも、その旨を記載すること。
- ★ 支出が計上されていない場合は、政治資金監査報告書記載例（4）の活用が望ましいこと。また、支出が計上されていても、会計責任者に「会計帳簿」の保存義務は課せられていること。

誤記の修正

注意!!

「領収書等を徵し難かった支出の明細書等」とは、以下の①～③の書類を指すが、政治資金監査マニュアル（平成25年6月改定版）における政治資金監査報告書記載例においては、「等」（以下の②及び③が該当）について、「振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記述することとしている。

- ① 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」
- ② 「振込明細書に係る支出目的書」
- ③ 「支出の目的が記載された振込明細書の写し」

※ 次の【パターン1】～【パターン4】を参照のこと。

【パターン1】

「①、②及び③が存在しなかった場合」

→【記載例】から「領収書等を徵し難かった支出の明細書」、「振込明細書」&「振込明細書に係る支出目的書」を削除。
(4)は削除することなく、存在しなかった旨を記載。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徵し難かった支出の明細書振込明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

※ (1)の「なお」以下の記載は任意

追加記載

パターンの具体的な内容の追加記載
(以下同じ)

誤記の修正

注意!!

政治資金規正法上の「領収書等を徵し難かった支出の明細書等」とは、以下の①～③の書類を指すが、政治資金監査マニュアル（平成25年6月改定版）における政治資金監査報告書記載例においては、「等」（以下の②及び③が該当）について、「振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記述することとしている。

- ① 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」
- ② 「振込明細書に係る支出目的書」
- ③ 「支出の目的が記載された振込明細書の写し」

※ **政治資金監査報告書の作成に当たっては、次の【パターン1】～【パターン4】を参照のこと。**

【パターン1】(領収書等を徵し難かった支出及び振込みの方法による支出がなかった場合)

「①、②及び③が存在しなかった場合」

→【記載例】から「領収書等を徵し難かった支出の明細書」、「振込明細書」&「振込明細書に係る支出目的書」を削除。
(4)は削除することなく、存在しなかった旨を記載。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徵し難かった支出の明細書振込明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

※ (1)の「なお」以下の記載は任意

【パターン2】

「①が存在し、②及び③が存在しなかった場合」

→【記載例】から「振込明細書」と「振込明細書に係る支出目的書」を削除。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を微し難かった支出の明細書が保存されていた。
なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出ではなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を微し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を微し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

※(1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

【パターン3】

「①が存在せず、②及び③が存在していた場合」

「①が存在せず、②が存在し、③が存在しなかった場合」

「①及び②が存在せず、③が存在していた場合」

→【記載例】から「領収書等を微し難かった支出の明細書」を削除。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、領収書等を微し難かった支出の明細書を必要とする支出ではなく、領収書等を微し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

【パターン2】(領収書等を微し難かった支出はあったが、振込みの方法による支出はなかった場合)

「①が存在し、②及び③が存在しなかった場合」

→【記載例】から「振込明細書」と「振込明細書に係る支出目的書」を削除。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を微し難かった支出の明細書が保存されていた。
なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出ではなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を微し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を微し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

※(1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

【パターン3】(領収書等を微し難かった支出はなかったが、振込みの方法による支出があった場合で、振込明細書に係る支出目的書、支出の目的が記載された振込明細書の写しのいずれか又はどちらもあった場合)

「①が存在せず、②及び③が存在していた場合」

「①が存在せず、②が存在し、③が存在しなかった場合」

「①及び②が存在せず、③が存在していた場合」

→【記載例】から「領収書等を微し難かった支出の明細書」を削除。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、領収書等を微し難かった支出の明細書を必要とする支出ではなく、領収書等を微し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徵し難かった支出の明細書は存在しなかった。

※(1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

(想定事例)

○「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の保存を確認したが、「振込明細書に係る支出目的書」の保存が確認されなかったことから、記載例から「振込明細書に係る支出目的書」部分を削除した事例

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書が保存されていた。

なお、領収書等を徵し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徵し難かった支出の明細書は存在しなかった。

誤り *

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

※「振込明細書に係る支出目的書」を記載漏れ

誤り *

check!!

★「1 監査の概要」において、『振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）』と記載していることから、「2 監査の結果」中、「振込明細書に係る支出目的書」には、「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の意味が含まれるので、「振込明細書に係る支出目的書」の保存が確認されなかったとしても「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の保存が確認された場合には、記載例から「振込明細書に係る支出目的書」部分を削除しないようにすること。

【パターン4】

「①が存在し、②が存在せず、③が存在していた場合」

「①及び②が存在し、③が存在しなかった場合」

「①、②及び③が存在していた場合」

→【記載例】はそのまま。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徵し難かった支出の明細書は存在しなかった。

※(1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

(想定事例)

○「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の保存を確認したが、「振込明細書に係る支出目的書」の保存が確認されなかったことから、記載例から「振込明細書に係る支出目的書」部分を削除した **(Point)** 事例

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書が保存されていた。

なお、領収書等を徵し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徵し難かった支出の明細書は存在しなかった。

Point

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

※「振込明細書に係る支出目的書」を記載漏れ

Point

check!!

★「1 監査の概要」において、『振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）』と記載していることから、「2 監査の結果」中、「振込明細書に係る支出目的書」には、「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の意味が含まれるので、「振込明細書に係る支出目的書」の保存が確認されなかったとしても「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の保存が確認された場合には、記載例から「振込明細書に係る支出目的書」部分を削除しないようにすること。

【パターン4】(領収書等を徵し難かった支出及び振込みの方法による支出があった場合で、振込明細書に係る支出目的書、支出の目的が記載された振込明細書の写しのいずれか又はどちらもあった場合)

「①が存在し、②が存在せず、③が存在していた場合」

「①及び②が存在し、③が存在しなかった場合」

「①、②及び③が存在していた場合」

→【記載例】はそのまま。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、

領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

追加記載

領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

☞ check!!

★「1 監査の概要」において、「振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載していることから、「2 監査の結果」中、「振込明細書に係る支出目的書」には、「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の意味が含まれるので、「振込明細書に係る支出目的書」の保存が確認されなかったとしても「支出の目的が記載された振込明細書の写し」の保存が確認された場合には、記載例から「振込明細書に係る支出目的書」部分を削除しないようにすること。

重要!!

以上のように、政治資金監査報告書記載例（1）の場合、「2 監査の結果」の記述は、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていることを前提に、【パターン1】から【パターン4】までの記載例の何れかとなる。

政治資金監査報告書作成に当たっては、以下の<パターン別 整理表>を参照し、対応するパターンに従って記述すること。

<パターン別 整理表>

	①～③の書類の有無							
	①「領収書等を徵し難かった支出の明細書」	②「振込明細書に係る支出目的書」	③「支出の目的が記載された振込明細書の写し」	④「領収書等を徵し難かった支出の明細書」	⑤「振込明細書に係る支出目的書」	⑥「支出の目的が記載された振込明細書の写し」	⑦「領収書等を徵し難かった支出の明細書」	⑧「振込明細書に係る支出目的書」
①「領収書等を徵し難かった支出の明細書」	×	○	×	×	×	○	○	○
②「振込明細書に係る支出目的書」	×	×	○	○	×	×	○	○
③「支出の目的が記載された振込明細書の写し」	×	×	○	×	○	○	×	○
対応するパターン	1	2	3	3	3	4	4	4

<パターン別 整理表>

	①～③の書類の有無							
	①「領収書等を徵し難かった支出の明細書」	②「振込明細書に係る支出目的書」	③「支出の目的が記載された振込明細書の写し」	④「領収書等を徵し難かった支出の明細書」	⑤「振込明細書に係る支出目的書」	⑥「支出の目的が記載された振込明細書の写し」	⑦「領収書等を徵し難かった支出の明細書」	⑧「振込明細書に係る支出目的書」
①「領収書等を徵し難かった支出の明細書」	×	○	×	×	×	○	○	○
②「振込明細書に係る支出目的書」	×	×	○	○	×	×	○	○
③「支出の目的が記載された振込明細書の写し」	×	×	○	×	○	○	×	○
対応するパターン	1	2	3	3	3	4	4	4

旧

【政治資金監査報告書記載例(2)】会計帳簿に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(参考事例④)

○記載不備があった事項の種類を政治資金監査報告書に記載していなかった事例

☞ check!!

★会計帳簿の必要記載事項（支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日）の記載不備については、記載例(2)に従い、記載不備があった事項の種類を記載する。

★なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が当該指摘事項の補正を行った場合には、政治資金監査報告書において指摘する必要はない。

(例)「住所」に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

新

【政治資金監査報告書記載例(2)】会計帳簿に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(参考事例④)

○記載不備があった事項の種類を政治資金監査報告書に記載していなかった事例

☞ check!!

★会計帳簿の必要記載事項（支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日）の記載不備については、記載例(2)に従い、記載不備があった事項の種類を記載する。

★なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が当該指摘事項の補正を行った場合には、政治資金監査報告書において指摘する必要はない。

(例)「住所」に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

【政治資金監査報告書記載例(3)】会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があった場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。
(1)～(4) 略

(別記)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)
- (3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない
名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの
(××月××日・××費・××××円)
- ・領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
1 何々	5,000	○. 1. 1		
2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都○○区○○町○○番地	

(参考事例⑤)

○領収書等の微収漏れ又は亡失の事実がないにもかかわらず、(別記)に「別添の領収書等亡失等一覧表」と記載していた事例

○領収書等の微収漏れ又は亡失の事実があり、政治資金監査報告書の別添として領収書等亡失等一覧表を添付して提出する必要があるにもかかわらず、それを作成していないかったり、選管等への提出時に添付していなかった事例

○領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すべきなのに、それを記載していなかった事例

○領収書等亡失等一覧表中、「支出の目的」欄の項目名を水道光熱水費と記載するなど、収支報告書の項目名と不一致となった事例

【政治資金監査報告書記載例(3)】会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があった場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。
(1)～(4) 略

(別記)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)
- (3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない
名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの
(××月××日・××費・××××円)
- ・領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
1 何々	5,000	○. 1. 1		
2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都○○区○○町○○番地	

(参考事例⑤)

○領収書等の微収漏れ又は亡失の事実がないにもかかわらず、(別記)に「別添の領収書等亡失等一覧表」と記載していた事例

○領収書等の微収漏れ又は亡失の事実があり、政治資金監査報告書の別添として領収書等亡失等一覧表を添付して提出する必要があるにもかかわらず、それを作成していないかったり、選管等への提出時に添付していなかった事例

○領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すべきなのに、それを記載していなかった事例

○領収書等亡失等一覧表中、「支出の目的」欄の項目名を水道光熱水費と記載するなど、収支報告書の項目名と不一致となった事例

太字・下線
の解除

6. その他の提出書類関係

(参考事例⑨)

- 「収支報告書」の支出の小計や合計の計算誤りや表間の金額が整合的でなかった事例
- 「収支報告書」に記載されている支出の日付や金額が、「領収書等の写し」の記載内容と整合的でなかった事例
- 収支報告書様式（その13）「支出の総括表」、様式（その14）「経常経費（人件費を除く。）の内訳」、様式（その15）「政治活動費の内訳」及び様式（その16）「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」等、支出項目別金額の内訳の記載誤りがあった事例
- 収支報告書について、パソコンソフトを活用して作成した際に、文字の変換ミスがあった事例
- 収支報告書に報告対象期間外（前年又は翌年）の支出を計上していた事例

☞check!!

- ★収支報告書（支出に係る分に限る）に計算誤りがないかどうか検算して確認すること。
- ★会計帳簿等の関係書類から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく正しく転記されているかどうかを確認すること。

(参考事例⑩)

- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
- 収支報告書様式（その16）「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」等、支出項目別金額の内訳の添付漏れがあった事例
- 「領収書等の写し」の編さんが杜撰で、各支出との対応関係が分かりにくい事例
- 領収書等の写しの印影が薄くて判読出来ないものが添付されていたり、収支報告書に計上されていない領収書等の写しが添付されていた事例
- 支出の一覧表及び残高証明書等、提出する必要がない書面が収支報告書に添付されていた事例

☞check!!

- ★提出漏れが発生しないよう会計責任者等に対して助言することが適當。
- ★領収書等の適切な整理・保存について会計責任者等に対して助言することが適當。
- ★なお、会計責任者等に対して、提出時における選管等からの不備の指摘の有無等について報告を求めておくことが適當。

6. その他の提出書類関係

(参考事例⑨)

- 「収支報告書」の支出の小計や合計の計算誤りや表間の金額が整合的でなかった事例
- 「収支報告書」に記載されている支出の日付や金額が、「領収書等の写し」の記載内容と整合的でなかった事例
- 収支報告書様式（その13）「支出の総括表」、様式（その14）「経常経費（人件費を除く。）の内訳」、様式（その15）「政治活動費の内訳」及び様式（その16）「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」等、支出項目別金額の内訳の記載誤りがあった事例
- 収支報告書について、パソコンソフトを活用して作成した際に、文字の変換ミスがあった事例
- 収支報告書に報告対象期間外（前年又は翌年）の支出を計上していた事例

☞check!!

- ★収支報告書（支出に係る分に限る）に計算誤りがないかどうか検算して確認すること。
- ★会計帳簿等の関係書類から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく正しく転記されているかどうかを確認すること。

(参考事例⑩)

- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
- 収支報告書様式（その16）「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」等、支出項目別金額の内訳の添付漏れがあった事例
- 「領収書等の写し」の編さんが杜撰で、各支出との対応関係が分かりにくい事例
- 領収書等の写しの印影が薄くて判読出来ないものが添付されていたり、収支報告書に計上されていない領収書等の写しが添付されていた事例
- 支出の一覧表及び残高証明書等、提出する必要がない書面が収支報告書に添付されていた事例

☞check!!

- ★提出漏れが発生しないよう会計責任者等に対して助言することが適當。
- ★領収書等の適切な整理・保存について、例えば支出項目別・年月日順に分類・整理して編さんするなど、会計責任者等に対して助言することが適當。
- ★なお、会計責任者等に対して、提出時における選管等からの不備の指摘の有無等について報告を求めておくことが適當。

具体例の記載